

9 まとめ
されてきたのだから。

9
THESE

公共性とは、不特定多数に開かれていることを意味することから、畢竟、世俗性を犠牲にするのをえない。そのことが一般人の宗教意識における宗教性を希薄化させているのではないだろうか。

那霸市と久米崇聖会の主張は、詰まるところ、学問としての儒教と本件孔子廟及び本件孔子祭の公共性と世俗性をいうものである。しかし、久米崇聖会の有する血縁集團としての閉鎖性が、その宗教性を強調する結果となつた。そもそも我が国における公共性は、稻作や祭事によって社会が血縁を結ぶことによって形成されたものだと思えてならない。他家を耻と見開くことによって形成

判例時報 2486号

6 孔子祀りは習俗なのか

盛となる前に宗教としての儒教（祖靈崇拝）は仏教に溶け込んでいたという歴史的経過があった。加地が儒教を「沈黙の宗教」と呼ぶのはそのためである。

儒教が宗教かどうかは、この訴訟において各当事者がもつとも熱量を注いだ論点だった。判決には全く取り上げられることはなかつたが、その議論が判決を左右したことは疑いえない。そのことは林景一裁判官の反対意見がオーソドックスな論語を中心とする伝統的な儒教観に基づくものであつたことが雄弁に物語つている。

ていると捉えられたからである。他方、日本人の多くが仏教を宗教だと捉えているのは、御靈を見送る先祖崇拜にあるが、もともと遺骨を納める墓も位牌も、益の行事も儒教の招魂儀礼に由来するものであり、相應の招魂儀礼をもたない印度の仏教との関わりはない。背景には日本に伝來した仏教が、中国において儒教と習合したものであり、江戸時代に學問としての儒教が隆盛

中国人信徒たちが行う超靈崇拜や孔子祭りといった儀式問題である。1715年、ローマ教皇クレメンス11世は、孔子祭を中国の習俗として容認するものとしてローマ教皇庁に告発し、熾烈な論争となつた。これが「典礼問題」である。1715年、ローマ教皇は、イエズス会の布教方法を、偶像崇拜を容認するものとしてローマ教皇庁に告発した。その後、イエズス会は面従腹背の如きを理由に破門され、これに反撥した康熙帝は、同会以外の布教を禁じ、次の雍正帝は、キリスト教を全面的に禁止するという展開をみた。

「典礼問題」を持ち出した狙いは、政教分離裁判でしばしば提示されてきたキリスト教徒（特にプロテスチアント諸派）の純粋性と排他的な視点からみれば、基督教の孔子祭も異教徒の宗教儀式にみえるということを示すことであった。

これに対し、久米崇聖会は、国内で孔子を祀る孔子廟における孔子祭の例を挙げてその習俗性ないし非宗教性を主張した。東京都文京区の湯島聖堂・佐賀県多久市の大久聖廟・栃木県足利市の足利学校である。いずれにおいても孔子祭が行なわれているが、政教分離に違反するという声は聞こえてこない、というものである。

いずれの施設にも共通するのは、由緒ある学問所としてのルーツであり、湯島聖堂と足利学校は史跡指定を受けており、多角的な公教育における国旗国歌の儀礼に問題連する処分の合意性を認めた一連の最高裁判決の流れのなかにおいて検討されるべきものと考えている。これらについては、今も激しい議論が続いているが、そこでは国家儀礼の公共的必要性と内心における思想信条の自由との緊張関係について判断が下されているからだ。

靖國神社の英靈祭祀は、国家が積極的に行うべき国家儀礼と、憲法が忌避すべきとする宗教儀式との間にある。広義の目的効果基準が、一般人の宗教意識に依拠するものである以上、政教分離のあり方は、時代の思潮の変化（神道指令の相対化、多元主義の趨勢化）による影響を受けざるをえない。本件の事例が從来の目的効果基準を厳格にするものか、緩和する方向に働くかは予断を許さないが、教分離原則をめぐる憲法規範のあり方は、まだまだ流動的である。

* * *

7 久米崇聖会の宗教団体性

久聖廟における孔子祭（釋菜）は、佐賀直
重要民俗無形文化財に指定されており、足
利学校の孔子祭（釋奠）は、足利市の重要
無形民俗文化財に指定されている。それら
の所有・管理・運営の主体をみると、湯島
聖廟の所有者は国であり、公益財団法人が
管理しており、多久聖廟は市が所有し、公
益財団法人が管理している。足利学校は市
が所有し、同市の教育委員会が管理運営し
ている。これら主体の公益性がその世俗性
を強調し、宗教性を希薄化させているよう
に思われた。

他方、本件孔子廟やそこでの釋奠祭禮に
は、史跡や文化財の指定はなく、歴史的又
は文化的な価値に乏しい。そして、その所
有・運営・管理を担っているのが、久米崇
聖会という一般社団法人であつて公益法人
や市町村ではないということが他と際だつ
た違ひであつた。

8 一般人の宗教意識と公共性

思われる。本件最高裁判決は、憲法20条3項の「宗教活動」の適用をもつて判断し、1審判決と控訴審判決が依拠した同20条1項及び同89条については判断しなかつた。このことは、久米崇聖会を「宗教団体」とすることに躊躇した結果だと解する向きもあるが、釋奠祭禮が「宗教活動」であるとした判断の中では久米崇聖会の宗教団体性は実質的に肯定されているともいえる。

記載する第2次訴訟を提起しており、現在那覇地裁にて審理中である。第2次訴訟は、宗教施設であることが確定した本件孔子廟に対し、市の公園を敷地として提供すること自体が政教分離に違反するという主張である。使用料の全額免除は違憲であるが、一部免除ならどうか。或いは、使用料さえ支払えば、市の公園を宗教施設の敷地として提供してもよいのか。それが許されるためには、どの程度の公益性があればいいのか等々。具体的な事案に則して政教分離の条件を検討する上で、またとない事例となるだろう。

手前味噌となるが、第2次訴訟の判決如何では、靖國神社における国家儀礼としての英靈祭祀はどのような条件が備われば憲法の許容するところになりえるのかを占うものとなる。諸賢の議論によつて我が国の政教分離のあり方をめぐる新たな論議の端緒となることを願う。

(1) 最大判平9・4・2民集51巻4号
1673頁。

(2) ライシテ(世俗主義・非宗教主義)は、フランス共和国の基本原則であるが、カトリックとの妥協が進む一方、イスラム差別の側面をもつ反スカラフ法をめぐりライシテ強硬派と多元主義を標榜する寛容派との対立が深刻化している。

(3) ドイツ基本法7条3項は、ドイツの公立学校では原則として宗教の授業を行うことを規定している。

(4) 名古屋高判昭46・5・14民集31巻4号6-16頁登載。

(5) 「超自然的、超人間的本質」とは、その捉え方如何では、およそ形而

(6) 原告側が依頼した加地伸行の著作は、「儒教とは何か」（中公新書、1990年）、『沈黙の宗教・儒教』（筑摩学芸文庫、1994年）、『孝研究・儒教基礎論』（研文出版、2010年）であつた。加地の意見書も証拠提出されてゐる。

(7) 三浦國雄『朱子類語』抄（講談社、2008年）。

(8) 矢沢敏彦『キリスト教と中国』（近藤出版社、1972年）、岡本さえ『イエズス会と中國知識人』（山川出版、2008年）。

(9) 差戻し審の1審も控訴審の原判決も久米崇聖会を「宗教団体」と認定した上で、憲法20条1項違反及び同89条違反を認定している。

(10) 久米崇聖会は、高良倉吉（琉球大学名誉教授）、上里賢一（琉球大学名誉教授）、赤嶺守（龍教大学人文社会学部教授）、稻福政斎（沖縄国際大学非常勤講師）、只野雅人（一橋大学大学院法学研究科教授）といった研究者ないし学者の意見書を証拠提出した。

(11) 最三小判平19・2・27民集61巻1号291頁、最二小判平23・5・30民集65巻4号1780頁、最一小判平23・6・6民集65巻4号1855頁、最三小判平23・6・14民集65巻4号2148頁など。

(12) 令和3年3月18日沖縄タイムズは「那覇市、孔子廟の土地使用料3000万円請求へ 最高裁判決受け過去5年分」の見出しで久米崇聖会は請求に応じる意向であることを報じた。（とくながしんいち弁護士）